

独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書 新旧対照表

変更後	変更前
<p>独立行政法人農林漁業信用基金の<u>農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書</u></p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の<u>農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の方法</u>について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(用語)</p> <p>第3条 この業務方法書において使用する用語は、通則法、<u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号）及び<u>漁業災害補償法</u>（昭和39年法律第158号。以下「漁災法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>第2章 内部統制に関する基本的事項 第4条～第12条 （略）</p> <p>第3章 農業保険関係業務 (資金の貸付け)</p> <p>第13条 信用基金は、<u>農業共済組合連合会、農業共済組合及び共済事業を行う市町村</u>（以下「農業共済団体等」という。）に対して、<u>信用基金が別に定める貸付取扱要領に基づき基本契約を締結して、農業保険法第214条第1項第1号及び第2号に規定する資金の貸付けを行うものとする。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>独立行政法人農林漁業信用基金の<u>農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書</u></p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の<u>農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務の方法</u>について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(用語)</p> <p>第3条 この業務方法書において使用する用語は、通則法、<u>農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号。以下「農災法」という。）及び<u>漁業災害補償法</u>（昭和39年法律第158号。以下「漁災法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>第2章 内部統制に関する基本的事項 第4条～第12条 （略）</p> <p>第3章 農業災害補償関係業務 (資金の貸付け)</p> <p>第13条 信用基金は、<u>農業共済組合連合会及び組合等</u>（以下「農業共済団体等」という。）に対して、<u>信用基金が別に定める貸付取扱要領に基づき基本契約を締結して、農災法第142条の8第1項第1号に規定する資金の貸付けを行うものとする。</u></p> <p>2 （略）</p>

(債務の保証)

第14条 信用基金は、農業共済団体等に対して、信用基金が別に定める債務保証取扱要領に基づき基本契約を締結して、農業保険法第214条第1項第3号及び第4号に規定する債務の保証を行うものとする。

2 (略)

(違約金)

第15条 農業保険法第216条第2項の規定により納付させる違約金の額は、農業共済団体等が信用基金から資金の貸付け又は債務の保証を受けた日から償還した日までの期間につき、貸付金額又は債務の保証をした金額の全額につき年14.5パーセントの割合で計算した額とする。

2 (略)

(寄託の引受け)

第16条 信用基金は、農業共済団体等に対して、信用基金が別に定める寄託金取扱要領に基づき基本契約を締結して、農業保険法第214条第2項に規定する金銭の寄託の引受けを行うものとする。

2 (略)

第4章 漁業災害補償関係業務

第17条～第20条 (略)

第5章 業務委託の基準**(業務委託の基準)**

第21条 信用基金は、別表7に掲げる業務を効率的に運営するため、農業保険法第215条第1項、第2項及び漁災法第196条の4第1項の規定により、農林中央金庫等へ業務の一部を委託することができる。

2・3 (略)

第6章 競争入札その他契約に関する基本的事項

第22条～第29条 (略)

(債務の保証)

第14条 信用基金は、農業共済団体等に対して、信用基金が別に定める債務保証取扱要領に基づき基本契約を締結して、農災法第142条の8第1項第2号に規定する債務の保証を行うものとする。

2 (略)

(違約金)

第15条 農災法第142条の10第2項の規定により納付させる違約金の額は、農業共済団体等が信用基金から資金の貸付け又は債務の保証を受けた日から償還した日までの期間につき、貸付金額又は債務の保証をした金額の全額につき年14.5パーセントの割合で計算した額とする。

2 (略)

(寄託の引受け)

第16条 信用基金は、農業共済団体等に対して、信用基金が別に定める寄託金取扱要領に基づき基本契約を締結して、農災法第142条の8第2項に規定する金銭の寄託の引受けを行うものとする。

2 (略)

第4章 漁業災害補償関係業務

第17条～第20条 (略)

第5章 業務委託の基準**(業務委託の基準)**

第21条 信用基金は、別表7に掲げる業務を効率的に運営するため、農災法第142条の9第1項、第2項及び漁災法第196条の4第1項の規定により、農林中央金庫等へ業務の一部を委託することができる。

2・3 (略)

第6章 競争入札その他契約に関する基本的事項

第22条～第29条 (略)

別表 1 農業保険関係業務の資金の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限

貸付資金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限
1. 年度末不足資金	農業共済団体等の前事業年度末における農作物共済勘定、家畜共済勘定、果樹共済勘定、畑作物共済勘定、園芸施設共済勘定及び農業経営収入保険勘定の各勘定ごとの収支計算上生じた不足金の合計額に支払利息を加算して得られる金額	年6.57%以内	1年以内
2. 共済金(保険金)支払等不足資金	(1) 農業共済団体等の農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び農業経営収入保険に係る支払うべき共済金又は保険金の額から当該農業共済団体等の手持資金の額を控除した額に支払利息を加算して得られる金額 (2) 全国を区域とする農業共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)の農業経営収入保険に係る農業保険法第175条第2項第2号の事業において必要となる貸付資金の額から当該全国連合会の手持資金の額を控除した額に支払利息を加算して得られる金額		
(略)	(略)		

別表 1 農業災害補償関係業務の資金の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限

貸付資金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限
1. 年度末不足資金	農業共済団体等の前事業年度末における農作物共済勘定、家畜共済勘定、果樹共済勘定、畑作物共済勘定及び園芸施設共済勘定の各勘定ごとの収支計算上生じた不足金の合計額に支払利息を加算して得られる金額	年6.57%以内	1年以内
2. 保険金(共済金)支払不足資金	農業共済団体等の農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る支払うべき保険金又は共済金の額から当該農業共済団体等の手持資金の額を控除した額に支払利息を加算して得られる金額		
(略)	(略)		

別表 2 農業保険関係業務の債務の保証に係る保証金額の限度、保証料率及び期限

保証資金の種類	保証金額の限度	保証料率	期限
1. 年度末不足資金	農業共済団体等の前事業年度末における農作物共済勘定、家畜共済勘定、果樹共済勘定、畑作物共済勘定、園芸施設共済勘定及び農業経営収入保険勘定の各勘定ごとの収支計算上生じた不足金の合計額に支払利息を加算して得られる金額	なし	1年以内
2. 共済金(保険金)支払等不足資金	(1) 農業共済団体等の農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び農業経営収入保険に係る支払うべき共済金又は保険金の額から当該農業共済団体等の手持資金の額を控除した額に支払利息を加算して得られる金額 (2) 全国連合会の農業経営収入保険に係る農業保険法第175条第2項第2号の事業において必要となる貸付資金の額から当該全国連合会の手持資金の額を控除した額に支払利息を加算して得られる金額		
(略)	(略)		

別表 3 農業保険関係業務の寄託の引受けに係る利率及び期限
(略)

別表 4～6 (略)

別表 2 農業災害補償関係業務の債務の保証に係る保証金額の限度、保証料率及び期限

保証資金の種類	保証金額の限度	保証料率	期限
1. 年度末不足資金	農業共済団体等の前事業年度末における農作物共済勘定、家畜共済勘定、果樹共済勘定、畑作物共済勘定及び園芸施設共済勘定の各勘定ごとの収支計算上生じた不足金の合計額に支払利息を加算して得られる金額	なし	1年以内
2. 保険金(共済金)支払不足資金	農業共済団体等の農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る支払うべき保険金又は共済金の額から当該農業共済団体等の手持資金の額を控除した額に支払利息を加算して得られる金額		
(略)	(略)		

別表 3 農業災害補償関係業務の寄託の引受けに係る利率及び期限
(略)

別表 4～6 (略)

別表 7 信用基金の委託する業務

業務名	委託先及び委託業務内容	根拠法令
農業保険 関係業務	農林中央金庫等の金融機関 (1) 貸付けの申込みの受付に関する業務 (2) 貸付金の回収に関する業務 (3) 貸付金の送金又は出納に関する業務 (4) 償還金の送金又は出納に関する業務	農業保険法第215条第1項
	都道府県を区域とする農業共済組合連合会 (1) 組合員たる組合等に係る貸付け又は債務の保証の申込みの受付に関する業務 (2) 組合員たる組合等に係る貸付金の回収に関する業務(償還金の受領に関するものを除く。) (3) 組合員たる組合等に係る弁済した保証債務の求償に関する業務(求償金の受領に関するものを除く。)	農業保険法第215条第2項
(略)	(略)	(略)

別表 7 信用基金の委託する業務

業務名	委託先及び委託業務内容	根拠法令
農業災害 補償関係 業務	農林中央金庫等の金融機関 (1) 貸付けの申込みの受付に関する業務 (2) 貸付金の回収に関する業務 (3) 貸付金の送金又は出納に関する業務 (4) 償還金の送金又は出納に関する業務	農災法第142条の9第1項
	農業共済組合連合会 (1) 組合等に係る貸付け又は債務の保証の申込みの受付に関する業務 (2) 組合等に係る貸付金の回収に関する業務(償還金の受領に関するものを除く。) (3) 組合等に係る弁済した保証債務の求償に関する業務(求償金の受領に関するものを除く。)	農災法第142条の9第2項
(略)	(略)	(略)

附則

この業務方法書の変更は、平成30年4月1日から施行する。